



こころの医療センター駒ヶ根が長野県のアルコール健康障害に係る「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」に指定されます

長野県立こころの医療センター駒ヶ根は、令和2年1月1日より長野県のアルコール健康障害に係る「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」に指定されます。

従前より専門医及び専門研修を受講した医療スタッフによるアルコール依存症の治療を行ってまいりましたが、治療拠点機関に指定されたことを機により一層の体制充実を図ってまいります。

1 指定日 令和2年1月1日

2 専門医療機関及び治療拠点機関の役割

- ・ 専門性を有する医師及び医療スタッフが行う入院治療の提供
- ・ 依存症に特化した専門プログラムの提供
- ・ 依存症に関する取組の情報発信
- ・ 依存症に関する研修会の実施
- ・ 依存症関係機関との連携体制の構築

3 当院の体制について

- ・ 専門プログラムによる入院・外来治療プログラム
 - 入院治療プログラム「ARP (アルコール・リハビリテーションプログラム)」
(2～3ヶ月間の入院プログラム)
 - 外来治療プログラム「アルコール健康プログラム」
(月1回 全3回の外来プログラム)
- ・ 治療拠点機関の役割に加え依存症に関する相談を実施します。
 - 相談窓口 地域連携室 0265-83-4156
(相談受付時間 平日のみ 9:30～17:00)
- ・ 医療機関や地域住民への情報発信や研修の充実を図ります。
 - 公開講座や出前講座の開催、ホームページでの情報提供
- ・ 自助グループや医療機関との連携体制を強化します。

長野県立こころの医療センター駒ヶ根
(事務部長) 森腰 孝之
(担当) 臼井 裕子
電話 0265-83-3181(代表)内線 314
FAX 0265-83-4158
メール komagane@pref-nagano-hosp.jp

長野県立病院機構 本部事務局
(局長) 蔵之内 充
(担当) 櫻井 由香 氷熊 真也
電話 026-235-7152
FAX 026-235-7161
メール honbu@pref-nagano-hosp.jp